

みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十四号

みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則

みつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年三月奈良県規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第二条中「みつばち」を「蜜蜂」に、「採みつ」を「採蜜」に、「はちみつ」を「蜂蜜」に、「みつろう」を「蜜ろう」に改める。

第三条中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第四条第一項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第二項中「みつばちについての腐そ病検査願」を「腐そ病検査願」に改め、同条第三項中「みつばち腐そ病検査証明書」を「腐そ病検査証明書」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第五条第一項中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

（第 号）

年 月 日

奈良県家畜保健衛生所長 殿

出願者 住所

氏名

腐そ病検査願

次のとおり移出したいので蜜蜂についての腐そ病のまん延防止に関する規則
第4条の規定により検査をしてください。

所有者（管理者） 住所及び氏名	
検査場所	
移動先地名及び 荷受人氏名	
移動してきた経過	
発送地（駅又は港）名	
移動の方法及び経路	
到着地（駅又は港）名	
移出蜂群数	

注 住所及び氏名については、法人又は法人格のない団体の場合はその名称、所在地及び代表者の氏名を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

奈良県	発行 番号	第	号	腐そ病検査証明書	
所有者（管理者） 住所及び氏名					
検査場所		検査年月日		年	月 日
飼育蜂群数	検査蜂群数	そ の 他			
<p>上記の蜜蜂等については、腐そ病検査の結果、異常のないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良県家畜保健衛生所長 印</p>					
移動先地名及び 荷受人氏名					
発送地（ 駅又は港 ）名		到着地（ 駅又は港 ）名		移動の 方法及 び経路	
<p>注 1 この証明書は、移動時常に携行し、移動先に到着後直ちに都道府県知事又は最寄りの家畜保健衛生所長に提出すること。</p> <p>2 この証明書の有効期間は、発行の日から30日とする。</p>					

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第4条関係）」に

家畜防疫員

衛生所 「
を 奈良県家畜保健衛生所長 印 に定める。

④」

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際この規則による改正前のみつばちについての腐そ病のまん延防止に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により現に提出されている検査願は、この規則による改正後の蜜蜂についての腐そ病のまん延防止に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている証明書及び貼り付けられている検査済証で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付され、又は貼り付けられたものとみなす。